

**機能食品通信 第72号**  
**発行 (株)機能食品研究所**

■今回のテーマ

- ・先月号の修正・補足が「ございます」。
- ・修正作業、急ぎました。

機能食品研究所、梅田です。いつもお世話になっております。



先月号は「機能性表示食品のご質問への弊社の電話受け答え(第1回)」  
 と言うお話で、『①既存の制度について栄養機能食品・トクホ ②新  
 制度の概要機能性表示食品 ③商品の例 ④対象商品となるかの判  
 断』の流れで説明させていただきました。

皆様からは「通信8月号、読みましたよ。」「こんな感じで受け答えし  
 て貰えると言うイメージが分かりましたので、さっそく電話をかけたま  
 した。」「昔からある制度ながら栄養機能食品の魅力が再認識できました。  
 社内で、この制度も活用していきたいね」と言う話になりました。」「8月  
 号の記事の訂正について、機能食品研究所のホームページで見ました  
 よ。」「コメント・お声を寄せていただき、ありがとうございます。ま  
 た。いつも励みになっております。」

■先月号の修正・補足が「ございます」。  
 ●【修正】栄養機能食品の表。

誤(旧)

該当する栄養成分

ミネラル類	亜鉛、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム
ビタミン類	ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB <sub>1</sub> 、 ビタミンB <sub>2</sub> 、ビタミンB <sub>6</sub> 、 ビタミンB <sub>12</sub> 、ビタミンC、 ビタミンD、ビタミンE、葉酸



正(新)

該当する栄養成分

脂肪酸	n-3系脂肪酸
ミネラル類	亜鉛、カリウム、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム
ビタミン類	ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、 ビタミンA、ビタミンB <sub>1</sub> 、 ビタミンB <sub>2</sub> 、ビタミンB <sub>6</sub> 、 ビタミンB <sub>12</sub> 、 ビタミンC、 ビタミンD、 ビタミンE、 ビタミンK、 葉酸

先月号に掲載しました【栄養機能食品】の表に誤りがございました。  
 今年4月から項目に加わりました3点(n-3系脂肪酸、カリウム、ビ  
 タミンK)が抜けておりました。皆様には誤った情報をお送りしてしま  
 いました事をお詫び申し上げます。

これら3点については、以下のような機能を表記させていただきます。  
 ・n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。  
 ・カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。

・ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。

これらの点についての上限・下限値の範囲などの詳細は以下のWebページで確認できます。

消費者庁ホームページのトップページから「食品表示」>「食品表示一元化情報」の順にページをお開きいただいた所にある『■内閣府令（表示の基準に関するもの）食品表示基準』。そこからリンクが貼られているPDF『内閣府令第十号 食品表示基準』の頁番号507～516に掲載されている別表第十一号。

該当URL: [http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320\\_kijyun.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyun.pdf)

（今月号からお読みになられているかたに、この【栄養機能食品】について説明いたします。含有される栄養素・ミネラルに関しては国が定めた規格基準の一覧表内にある成分に関しては一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が定められた上・下限値の範囲内であれば機能性を表示出来ます。）

## ●【補足】別々の制度の併用表示について。

先月号に書きました「機能性表示食品は食品全般が対象ですが、【特

定用途食品】や【栄養機能食品】は対象外」という件について、理由を聞かれる事が多い事から、この紙面にて補足させていただきます。

消費者庁のホームページのトップから「食品表示」>「食品表示一元化情報」の順にページを進んでいただいた所にある『食品表示基準について（平成27年3月30日消費表第139号）』。そこからリンクが貼られているPDF『別添 機能性表示食品関係』の頁番号11のPDFの頁番号11に以下の通り載っております。

該当URL: [http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150601\\_tuchib-beta4.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150601_tuchib-beta4.pdf)

以下の食品については、機能性表示食品の対象から除外いたします。

### ① 特別用途食品及び栄養機能食品

消費者が製品を選択する際、複数の機能性表示制度に基づく表示が記載されていると、それぞれの記載がいずれの制度に基づく表示であるのか混乱を招くおそれがある。当該混乱を防止するため、また、各制度の趣旨の違いに鑑み、従来の機能性表示制度に基づく食品（特定保健用食品と栄養機能食品及び特定保健用食品を除く特別用途食品との併用は認められぬ）。

このように、弊社は出来る限り情報元を明確にしたうえで説明させ

て頂くよう心がけております。

## ■修正作業、急ぎました。

### ●8月号の発送。

8月26日(水)の夕方、透明袋に入った機能食品通信(8月号)をヤマト運輸さんにお渡しし、発送完了。早いかたでは翌日の風過ぎにはお手元に届きます。さて、明日は午前中にホームページ上はこの8月号のPDFを掲載※する作業をしようと思いつながら、その日の残りの仕事に着手

※過去号を全て弊社ホームページに掲載しております。

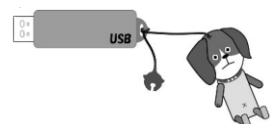
### ●気付いた瞬間の梅田。

そして翌日の朝、ホームページの更新作業。

弊社のホームページですが、梅田がテキストエディタと言うメモ帳みたいなソフトでモクモクと作っております。HTMLと呼ばれる形式で力チャカチャと打ち込み、インターネットエクスプローラやサファリなどのブラウザで小まめに表示しては見え方の調整を行っていきます。

8月号の文章・画像ファイルなどのファイルを社内の情報庫サーバからUSBメモリにコピーし、ホームページ作成用のパソコンまで徒歩で持って行きます。社内の情報庫(サーバ)は情報漏洩があってはならない

のでインターネットに繋がっていません。よって、インターネットに繋がっているホームページ作成用のパソコンヘータを移動する時は、紛失防止用のマスコット人形と鈴を付けたUSBメモリ※※を手にとってチリンチリンと音を立てながら徒歩で持って行くのです。※※紛失防止策は機能食品通信(8月号)に掲載。



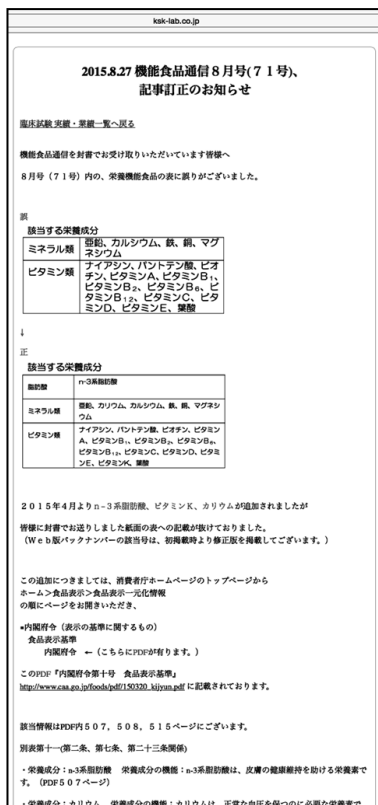
画像ファイルをホームページ用にサイズ調節をしている時、私は息を飲みました。「しまった。栄養機能食品の表が古い。今年4月から加わったn-3系脂肪酸、カリウム、ビタミンKが抜けている。」血の気が引く感覚を感じながら、後悔が心に押し寄せました。冷静になるために、深呼吸。そして腕時計を確認。今、午前10時過ぎ。封書で送った皆様に届き始める時間まで2時間あるか無いかの状態、もちろん全国各地に配送されている各々の封筒の回収は不可能。

### ●ホームページにお詫びを掲載。

先ず社内に「今から速やかにホームページでお詫びと訂正内容を掲載します。」ご質問の電話がかかってきた時の説明文章も作ります。『封書で8月号をお送りした皆様』にこの事をお伝えするため、すべの月号を



執筆します。発送用の透明な封筒とクロネコDM使用の宛名シールの準備を開始して下さい。」と伝えました。次にホームページ作成用パソコンにかじりついて、お詫びと正しい表の掲載および消費者庁のどのページをご覧ればその最新情報が分かると言いつ載も行いました新しい基準への移行期間の5年間は消費者庁のホームページには新旧両方の情報が載っていますため。併せて、該当部分を修正した8月号のホームページ上への掲載も行い、正午までにそれらを完了。



ホームページ上への掲載

そしてその日の午後、電話のベルが鳴りました。

お客様から「あ、梅田さん。栄養機能食品、あの制度ってなかなか良いね。もう少し詳しく話を聞かせて。」とのご質問。私は「実はですね、

n-3系脂肪酸、カリウム、ビタミンKを、表に入れ忘れたのです。申し訳ございません。修正版を弊社ホームページに公開しましたので、そ

れをご覧いただきながらのご説明でも宜しいでしょうか？」とお詫びと事情の説明ののち、「ご説明させていただきました。それからも、複数のかたから「栄養機能食品、もう少し詳しく教えて。」とお電話をいただいております。そのお電話を受けるたび、皆様に興味を持っていただける記事を書くことが出来た実感と、表を間違えた後悔がセットで押し寄せてくると言いつ、嬉しさと後悔の混ざった感情を体験しております。

そして今月号(9月号)を急いで執筆しました。8月号と9月号のお届け間隔が早いのは、それが理由でございます。今後はこのような事が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

【news】三重県主催『第1回 食の機能性評価に関する相談会』(8月25日 津中央公民館)の相談員を担当させていただきました。お越しいただきました皆様、ありがとうございます。

回覧・印					
------	--	--	--	--	--

最後のページまでお読みいただき、ありがとうございます。差し支えが無ければ回覧いただけると幸いです。